○財務省告示第三百八号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣　安住　淳

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第三百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	二○トン
四	一○、五五三トン
五	七七四トン
六	八トン
七	一四トン
八	一二トン
九	一五、四六○トン
一○	二、九三二トン
一一	六、四九六トン
一二	三六、一一八トン
一三	二、五四○、三八六トン
一四	五○五、九九七トン
一四の二	二三八、○四九トン
一五	二九一トン
一六	五、四八六トン
一七	七○、七九九トン
一八	七、九九○トン
一九	七九○トン
二○	一八五トン
二一	九、一七四トン
二二	四三五トン
二三	二、二一六トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	一、七六六トン
二七	五、四一七トン
二八	○トン
二九	二二五トン

○財務省告示第三百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万五千六百四十四トン

二　冷凍牛肉　十三万四千四百十一トン

○財務省告示第三百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十九万八千四百十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十九万八千四百三十トン

○財務省告示第三百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第八項に係る物品についての平成二十四年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣　安住　淳

平成二十四年十月一日

○経済産業省告示第二百二十二号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十三条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示し、平成二十四年九月二十八日から施行する。

平成二十四年九月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

（書類の指定の対象となる事業）

第一条　次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の五の項のル及びヲの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条　環境影響評価法（以下「法」という。）第五十三条第一項各号に掲げる書類であってその作成の根拠が国の行政機関に係る行政指導等であるものは、次の各号に掲げる書類ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第五十三条第一項第一号に掲げる書類　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条の規定に基づき公表された風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成二十四年六月六日付け平成24・05・29資庁第2号経済産業省資源エネルギー庁長官通知。以下「要綱」という。）第二の1の規定により作成された環境影響評価方法書であって、要綱第二の2の規定による対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。次号において「関係地方公共団体の長」という。）への送付並びに要綱第二の3の規定による公告及び縦覧を経たもの

二　法第五十三条第一項第二号に掲げる書類　要綱第二の5の意見の概要を記載した書類であって、要綱第二の6の一の規定による関係地方公共団体の長への送付を経たもの

三　法第五十三条第一項第三号に掲げる書類　要綱第二の7の一又は三の規定により都道府県知事又は市長が経済産業省に対し述べた意見を記載した書面

四　法第五十三条第一項第四号に掲げる書類　要綱第三の1の規定により作成された環境影響評価準備書であって、要綱第三の3の規定による公告及び縦覧並びに要綱第三の4の一の規定による周知の手続を経たもの

五　法第五十三条第一項第五号に掲げる書類　要綱第三の6の一の規定による関係都道府県知事（要綱第三の2に規定する関係都道府県知事をいう。次号において同じ。）及び関係市町村長（要綱第三の2に規定する関係市町村長をいう。次号において同じ。）への送付を経た要綱第三の5の意見の概要を記載した書類

六　法第五十三条第一項第六号に掲げる書類　要綱第三の7の規定により関係都道府県知事及び関係市町村長が経済産業省に対し述べた意見を記載した書面

七　法第五十三条第一項第七号に掲げる書類　要綱第四の1の規定により作成された環境影響評価書であって、要綱第四の2の規定による経済産業省への届出を経たもの

八　法第五十三条第一項第九号に掲げる書類　要綱第四の5の規定による公告を経た環境影響評価書